

山口県報

令和6年
9月24日
(火曜日)

目次

- 告示
特定建設工事共同企業体の一般競争入札の参加資格の審査（建築指導課）……………
- 公告
県営戸田地区農地整備事業（耕作放棄地型）変更計画書の縦覧（農村整備課）……………
- 選管告示
政治団体の名称等……………
- 政治団体の異動事項……………
- 解散等に係る政治団体の名称等……………
- 資金管理団体の名称等……………



山口県告示第二百七十四号

地方自治法施行令（昭和二十二年政令第十六号）第六十七条の五第一項の規定により、山口県立山口農業高等学校特別教室新築工事の契約に係る一般競争入札に参加する者に必要な経営の規模及び状況を要件とする資格（以下「経営規模等入札参加資格」という。）並びに当該経営規模等入札参加資格の審査の申請の時期、方法等について次のとおり定めた。

令和六年九月二十四日

山口県知事 村岡 嗣 政

- 一 山口県立山口農業高等学校特別教室新築工事
- (一) 工事場所 山口市小郡上郷字西ヶ迫一〇九八〇番一

(二) 工事の概要

構	造	延 べ 面 積
鉄骨造 二階建		一、六〇〇・三二平方メートル

二 経営規模等入札参加資格

入札に参加できる者は、次に掲げる要件のいずれにも該当する共同企業体（二者で構成するものに限る。）とする。

- (一) 共同企業体の構成員のいずれもが次に掲げる要件のいずれにも該当する者であること。

- 1 建設工事等に係る一般競争入札及び指名競争入札の参加資格の審査に関する告示（令和四年山口県告示第三百六十五号。以下「告示」という。）二の(一)の規定により格付された一般競争入札及び指名競争入札参加資格が建築一式工事のA等級であること。
- 2 建設業法（昭和二十四年法律第百号。以下「法」という。）第三条第六項に規定する特定建設業の許可（建築工事業に係るものに限る。）を受けていること。

- 3 出資比率が三十五パーセント以上であること。

- (二) 共同企業体の代表者の令和六年九月二十日までに国土交通大臣又は都道府県知事が通知した法第二十七条の二十九第一項に規定する総合評定値のうち直近のもの（以下「総合評定値」という。）の建築一式工事の数値が九百五十以上であること。

- (三) 共同企業体の代表者以外の者の総合評定値の建築一式工事の数値が七百以上であること。

三 経営規模等入札参加資格の審査

- (一) 共同企業体競争入札参加資格審査申請書等

経営規模等入札参加資格の審査を受けようとする者は、告示四の(一)に規定する共同企業体競争入札参加資格審査申請書及び次に掲げる書類（以下「申請書等」という。）を提出しなければならない。

- 1 共同企業体協定書の写し
- 2 総合評定値通知書の写し
- 3 特定建設業の許可通知書の写し
- 4 委任状

- (二) 申請書等の提出方法

行政手続等における情報通信の技術の利用に関する条例（平成十六年山口県条例第三十二号）第三条第一項の規定により同項に規定する電子情報処理組織（以下「電子入札システム」という。）を使用して提出するものとする。

- (三) 申請書等の提出期間及び時間
令和六年十月十日から同月十六日までの午前九時から午後四時三十分まで
- (四) 経営規模等入札参加資格の審査結果の通知方法
電子入札システムを使用して令和六年十一月八日までに経営規模等入札参加資格適合通知書又は経営規模等入札参加資格非適合通知書により行う。
- 四 その他
この審査についての問合せは、山口県土木建築部建築指導課（電話〇八三一九三三―一三八三〇）にすること。



(一七五) 県営戸田地区農地整備事業（耕作放棄地型）変更計画書の縦覧

土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第八十八条第一項の規定により、県営戸田地区農地整備事業（耕作放棄地型）の事業計画を変更したので、同条第六項において準用する同法第八十七条第五項の規定により、次のとおり縦覧に供します。

令和六年九月二十四日

山口県知事 村岡 嗣 政

- 一 縦覧に供する書類
県営戸田地区農地整備事業（耕作放棄地型）変更計画書の写し
- 二 縦覧の期間
令和六年九月二十五日から同年十月十五日まで
- 三 縦覧の場所
山口県農林水産部農村整備課のウェブサイト



山口県選挙管理委員会告示第五十三号

政治資金規正法（昭和二十三年法律第九十四号）第六条第一項の規定による届出があった政治団体の名称等は、次のとおりである。

令和六年九月二十四日

山口県選挙管理委員会委員長 秋本 泰治

政治団体の名称	代表者の氏名	会計責任者の氏名	主たる事務所の所在地	その他の事項	届出（年月日）
浅原けんじゅん後援会	浅原 賢潤	前 貴棋	大島郡周防大島町大字西方1571の10		令和6、26
ひがなつみ山口県後援会	小山 茂幸	竹田津和稔	山口市古敷下東/丁目4番/号		” ” 3

山口県選挙管理委員会告示第五十四号

政治資金規正法（昭和二十三年法律第九十四号）第七条第一項の規定による届出があった政治団体の異動事項は、次のとおりである。

令和六年九月二十四日

山口県選挙管理委員会委員長 秋本 泰治

政治団体の名称	代表者の氏名	異動事項	異動内容		届出（年月日）
			新	旧	
自由民主党山口県トランプ支部	国広 和之	代表者 国広 和之 事務所 下松市大字米巻885の1	代表者 喜多村 誠 事務所 下松市大手町3丁目4番3号		令和6、18
井川あけみ後援会	原田 治夫	代表者 代 表 者	原田 治夫	三池 孝尚	” ” 7、1
学生議会	安河内淳朗	名 称	学生議会	最燃焼	” ” 7

福田良彦後援会	河村傳真雄	事務所	岩国市通津 1970の7	岩国市南岩国 町3丁目3番 11-2号	〃 〃 /
山口県看護連盟	山本 恵子	代表者	山本 恵子	長谷川京子	〃 〃 〃
山口県トラック運輸政策協 議会	国広 和之	〃	国広 和之	喜多村 誠	〃 6、/8

山口県選挙管理委員会告示第五十五号

政治資金規正法（昭和二十三年法律第九十四号）第十七条第一項の規定による届出があつた解散等に係る政治団体の名称等は、次のとおりである。

令和六年九月二十四日

山口県選挙管理委員会委員長 秋 本 泰 治

政治団体の名称	代表者の名 氏	会計責任 者の氏名	主たる事務所の所在地	解散 年月日
自由民主党山口県山口 市第三支部	俵田 祐児	大林 和美	山口市鏡湯小路22番 / 号	令和6、 6、30

山口県選挙管理委員会告示第五十六号

政治資金規正法（昭和二十三年法律第九十四号）第十九条第二項の規定による届出があつた資金管理団体の名称等は、次のとおりである。

令和六年九月二十四日

山口県選挙管理委員会委員長 秋 本 泰 治

資金管理団体の 届出をした 者の氏名	公職の種類	資 金 管 理 団 体		備 考 (指 定) 年 月 日	
		名 称	主たる事務所の所在地		代表者の氏名
安河内淳朗	山口市議会 議員	学生議会	山口市阿東生雲東分7/4	安河内淳朗	令和6、 7、8

令和六年九月二十四日
印刷
令和六年九月二十四日
発行

発行人
所

山口県
知事
庁